

鹿 児 島 県 公 報

平成25年1月4日（金）第2869号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 1
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（3件）（障害福祉課取扱い） 1

公 告

- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 3
○一般競争入札公告（管財課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第1号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成25年1月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者 | | 事業所 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|--------------------------------------|---------------------|------------------|------------------------|-----------|-----------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| 社団法人日置市医師会 | 日置市伊集院町妙円寺一丁目72番10号 | 日置市医師会訪問看護ステーション | 日置市伊集院町妙円寺一丁目2200番680号 | 平成25年1月1日 | 育成医療・更生医療 |

鹿児島県告示第2号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年1月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 病院又は診療所 | | 更新年月日 | 自立支援医療の種類 |
|------------------|-----------------|-----------|-----------|
| 名称 | 所在地 | | |
| 独立行政法人国立病院機構指宿病院 | 指宿市十二町4145番地 | 平成25年1月1日 | 育成医療・更生医療 |
| 社団法人川内市医師会立市民病院 | 薩摩川内市永利町4107番地7 | 平成25年1月1日 | 育成医療・更生医療 |

鹿児島県告示第3号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自

立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年1月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|----------------------|-----------------------|---------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 有限会社中央調剤薬局 | 南さつま市加世田本町37-13 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| フジ薬局 | 南九州市川辺町田部田4889番 地3 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 有限会社保険調剤つばさ薬局 串木野 | いちき串木野市春日町5番地 2 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 串木野調剤薬局 | いちき串木野市照島5432-1 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| とどろ薬局 | 薩摩郡さつま町轟町41番地1 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 城田薬局 | 伊佐市大口大田1254番地6 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 菱刈薬局 | 伊佐市菱刈重留1146番地 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 有限会社ケーアイ調剤薬局溝 辺店 | 霧島市溝辺町有川327番地4 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| あもりがわ薬局 | 霧島市隼人町松永3307番地1 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 有限会社ひなた調剤薬局 | 霧島市隼人町東郷一丁目281 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 帖佐調剤薬局 | 始良市宮島町58番15号 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| NPO法人肝属調剤薬局 | 肝属郡錦江町神川175-1 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| ゆう調剤薬局 | 肝属郡肝付町前田4816-8 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 有限会社ムラタ薬局 | 奄美市名瀬石橋町17番1号 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| ムラタ薬局久里店 | 奄美市名瀬久里町16番40号 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |

鹿児島県告示第4号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成25年1月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者 | | 事 業 所 | | 更新年月 日 | 自立支援医療 の種類 |
|--|------------------|-------------------------|------------------|---------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 社会医療法人 慈生会 | 枕崎市白沢北 町191番地 | 訪問看護ステ ーションまく らざき | 枕崎市白沢北 町191番地 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 有限会社ライ | 南さつま市金 | さつま訪問看 | 南さつま市金 | 平成25年 | 育成医療・更 |

| | | | | | |
|----------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------|---------------|
| フデザイン | 峰町中津野 1207番地1 | 護ステーション | 峰町中津野 1207番地1 | 1月1日 | 生医療 |
| 鹿児島医療生活協同組合 | 鹿児島市谷山 中央五丁目12 番3号 | 生協訪問看護 ステーション・ 万之瀬 | 南九州市川辺 町田部田6387 番地1 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 医療法人昴和 会 | 阿久根市高松 町22番地 | 阿久根訪問看 護ステーション | 阿久根市赤瀬 川2730番地 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 医療法人財団 浩誠会 | 霧島市霧島田 口2143 | 訪問看護ステ ーションあん しん | 霧島市霧島田 口2143-14 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 鹿児島医療生活協同組合 | 鹿児島市谷山 中央五丁目12 番3号 | 生協訪問看護 ステーション・ こくぶ | 霧島市国分中 央五丁目13番 77号 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 社会福祉法人 桃蹊会 | 霧島市牧園町 高千穂3617番 地 | 訪問看護ステ ーションサン ライト | 霧島市牧園町 高千穂3617番 地640 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 有限会社文月 会 | 始良市加治木 町西別府2820 番地3 | 訪問看護ステ ーションここ ろ | 始良市加治木 町木田2356- 4 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 医療法人愛誠 会 | 曾於市大隅町 下窪町1番地 | 大隅地域訪問 看護ステーション | 曾於市大隅町 下窪町1番地 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 社団法人曾於 郡医師会 | 曾於市大隅町 月野894番地 | 曾於郡医師会 立訪問看護ス テーション | 志布志市有明 町野井倉8288 -1 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 医療法人恒心 会 | 鹿屋市寿八丁 目21番2号 | 訪問看護ステ ーションこと ぶき | 鹿屋市寿八丁 目21番2号 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |
| 奄美医療生活 協同組合 | 奄美市名瀬長 浜町12-24 | 生協訪問看護 ステーション あまみ | 奄美市名瀬長 浜町12-24 | 平成25年 1月1日 | 育成医療・更 生医療 |

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年1月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 調達をする物品等の種類
鹿児島県庁舎で使用する電気
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等（資格審査要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからケまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (5) 調達をする物品等の特質により、(1)から(4)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
- (1) 申請の方法
- 所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
- ア 所定の営業概要書
- イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ウ 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）
- エ 納税証明書
- (イ) 消費税について未納の税額がないことの証明書
- (ロ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書
- オ 印鑑証明書
- カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）
- キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
平成25年1月4日から同年2月4日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからキまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者でない者

エ 営業開始後1年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後1年を経過していないもの

オ 暴力団

カ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(ア) 暴力団員

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

キ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年1月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称

鹿児島県庁舎で使用する電気

(2) 購入をする物品等の数量

年間予想使用電力量 14,493,000キロワットアワー

(3) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(4) 需要場所

入札説明書による。

(5) 供給期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年1月4日鹿児島県公報第2869号登載）により示した鹿児島県庁舎で使用する電気の購入に係る知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第8号に規定する特定規模電気事業者であること。
- (4) 供給開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (5) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、年間予想使用電力量に対応する総価（以下「参考総価比較額」という。）を見積もることとし、入札書には、参考総価比較額並びに1月ごとの1キロワット当たりの基本料金及び1月ごとの使用電力量1キロワットアワー当たりの単価等を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された参考総価比較額に当該参考総価比較額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する各単価に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、割引率又は加算率があるときは、小数点以下第5位の数字を切り捨てるものとする。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明すること

ができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

平成25年2月15日正午（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年2月18日午前10時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成25年1月15日午後2時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(4)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをし

たものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3800

ファックス番号 099-286-5641

12 その他

(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

13 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Electricity to be used in Kagoshima Prefectural Government Building

(2) DELIVERY PERIOD:

From 1 April 2013 through 31 March 2014

(3) DELIVERY PLACE:

Specified in the tender explanation form

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

12:00 a.m. 15 February 2013

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Property Management Division

Treasury Bureau

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-3800

FAX 099-286-5641